

【振動の規制基準】

振動規制法で定める特定建設作業を実施するときは、以下の規制基準を順守すること。

基準値	75 デシベル(dB)
作業時刻	第 1 号区域:午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと。 第 2 号区域:午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと。
1 日当たりの 作業時間※	第 1 号区域:1 日当たり 10 時間を超えないこと。 第 2 号区域:1 日当たり 14 時間を超えないこと。
作業期間	連続 6 日を超えないこと。
作業日	日曜日その他の休日でないこと。

(注)

- 1.基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。
- 2.基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
- 3.地域の区分(石垣市告示第 64-3 号、最終改正:平成 24 年 3 月 30 日)

第 1 号地域は、第 1 種、第 2 種、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診察所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80 メートルの区域内で、第 2 号区域は第 1 号区域以外の地域のことをいう。